

令和7年6月6日

**令和7年度
中国四国農政局技術検討会（第1回）
（国営事業再評価）**

議 事 録

事務局

定刻となりましたのでただ今から「令和7年度中国四国農政局国営等事業（再評価）技術検討会」を始めさせていただきます。

事務局の農政局設計課の眞鍋と申します。よろしくお願いいたします。

本技術検討会は原則公開とされておりますことから、5月23日に、本日開催する旨をプレスリリースしたところですが、傍聴及び報道関係者からの申込はございませんでした。

それでは、まず始めに、中国四国農政局国営等事業管理委員会の委員長であります農村振興部長の山田より挨拶を申し上げます。

山田農村振興部長

技術検討会委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、第1回技術検討会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、農林水産省では、農業農村整備事業等による事業の効率性及び実施過程の透明性を確保する観点から、また一層の土地改良事業の効率的な執行及び事業実施の透明性確保の観点から、政策評価法及び農林水産省政策評価基本計画等に基づき、再評価を実施しています。

再評価につきましては、国営事業において、「①事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業については、事業採択年度から5年を経過した年度に実施」、「②事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業については、事業採択年度から10年を経過した年度に実施」、「③事業採択後10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年ごと」のいずれかに該当した場合に、事業の進捗状況、事業計画の変更の必要性、事業による効用の要因の変化等について評価を行い、公表を行っているところです。

令和7年度につきましては、事業採択後10年が経過し実施中の国営かんがい排水事業「小阪部川（おさかべがわ）地区」の1地区が対象となっております。小阪部川地区におきましては、平成26年度に着工いたしまして、本来の再評価のルールですと、昨年度再評価の年にあたっておりますが、昨年度完了するはずだったため、再評価をせず完了に至るという計画でした。しかしながら、昨年度末に先ほど見ていただきました下流の護岸の吸出しが発見されましたので、これをこのままにして事業を終わるわけにはいかないと判断し、県等地元の関係機関と調整のうえ、工期の延伸にいたり、今年度再評価を実施することとなった次第でございます。本日の技術検討会では、国営かんがい排水事業「小阪部川地区」の再評価に

ついて、ご審議をいただきます。そして、7月14日に予定しております技術検討会で委員の皆様のご意見を取りまとめ、評価書に記載した上で8月末に評価結果を公表する予定としております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見をたまわり、より適正な事業評価結果の取りまとめを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

～本日出席の技術検討会委員の紹介、配布資料の確認～

事務局

本日は、第1回目の技術検討会ですので、技術検討会規則の規定により委員長を選出をお願いすることになります。委員長は、委員の互選により選出していただくこととなりますが、どのように取り計らいしましょうか。

河口委員

これまでの実績、経験により諸泉委員を委員長に推薦します。

事務局

諸泉委員、委員長をお願いできますでしょうか。

諸泉委員

はい、分かりました。

事務局

技術検討会の規則により、委員長には、委員長代理をご指名いただくこととなっておりますので、諸泉委員長におかれましては、委員長代理のご指名をいただいた上で、議事の進行をお願いいたします。

諸泉委員長

委員長代理には、昨年実績のある河口委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

河口委員

承知しました。

諸泉委員長

河口委員よろしくお願いいたします。

先ほどの現地では丁寧な説明をしていただきありがとうございました。昨今お米の流通は一般の方の関心があるところですが、その生産には水利施設の保全が非常に重要です。よっ

て、本事業の評価結果をしっかりと審議するため、委員の皆様には忌憚のない意見をお願いし、実りある検討会にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度中国四国農政局国営等事業（再評価）技術検討会の進め方」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

～資料説明～

諸泉委員長

ただいま説明がありました、令和7年度中国四国農政局国営等事業（再評価）技術検討会の進め方について、委員のみなさまにご審議を賜りたいと思っております。

諸泉委員長

資料 p.3 のフロー図で赤枠が2箇所ありますが、上の赤枠は本日「再評価」を行う事業実施中の小阪部川地区、下の赤枠は次回「事後評価」を行う完了した高瀬地区との理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

諸泉委員長

分かりました。なお、本技術検討会については公開となっており、また、技術検討会の議事概要等の扱いにつきましては、検討会終了後に公表することになっております。

それでは、議事次第2より令和7年度国営等事業（再評価）対象地区の説明及び質疑に入りたいと思っております。議事次第に沿って説明をお願いします。

松宮事業所長

～資料説明～

諸泉委員長

ただいま説明のありました評価結果（案）について、委員の皆様からご審議を賜りたいと思っております。

豊田委員

小阪部川ダムと関係市町の場所は離れていますが、どのような関係ですか。

松宮事業所長

資料4のp.2の左側図面の着色部分がダムの水を使って農業をされている受益地になります。小阪部川ダムから受益地までは50km程度離れていますが、受益地のある市町を関係市町としています。

三田村水利整備課長

今回の費用対効果分析は、農業用水を供給している受益地の効果を計上しています。

豊田委員

小阪部川ダム周辺に受益地が無いのはどうしてですか。

三田村水利整備課長

前歴事業において小阪部川ダムの水を供給する受益地を一定地域として整理しており、本事業においても同じ受益地として事業を実施しています。

松宮事業所長

ダムと受益地の間の農地には別の水源があります。

また、小阪部川ダムから決められた量を放流しないと、高梁川合同堰や笠井堰などから取水できないルールとなっています。

豊田委員

受益地からの要望により放流するのですか。

松宮事業所長

放流の期間と量は事前に決めています。

豊田委員

農地によって水源は決まっているのですか。

松宮事業所長

基本的には決まっています。

諸泉委員長

農水省のダムは受益者からの要望で放流量を決めているのですか。

松宮事業所長

受益者個々に要望量を聞き取るわけではないですが、水田面積と減水深などで、この地域の代掻き期にはどの程度の量が必要になるかなどを計算しています。また河川や他の水源を考慮したうえで、小阪部川ダムからの期間と放流量を決めています。

山田農村振興部長

河川から取水する構造物については、河川管理者との間で取水量を決めていますので、決められた量以上は取水できないことになります。

豊田委員

関係土地改良区はどこになりますか。

松宮事業所長

高梁川用水土地改良区になります。高梁川用水土地改良区に小阪部川ダムの管理を委託して、受益地の用水管理を行っています。

豊田委員

受益地で飼料用米を栽培していますが、畜産にかかる効果は計上していますか。

松宮事業所長

飼料用米の生産にかかる効果は計上していますが、畜産に小阪部川ダムのの水を使っていないことから、肉の生産等の畜産にかかる効果は計上していません。

佃委員

戦前から事業を計画されており、この地域における本事業の必要性を認識しています。関係団体の意見にもあるように、引き続き事業を続けてほしいと思います。

しかしながら、資料4の p.18 に認定農業者数が 118 経営体減少とあり、その要因としては、高齢化や認定農業者の法人化などにより 5ha 未満の経営体数が減少したと考えられます。5 年後、10 年後を見据えた地域計画の作成はもとより、今後継続して施設を維持していくために水土里ビジョンの作成は検討していますか。

松宮事業所長

今後、高梁川用水土地改良区で水土里ビジョンを作成する予定となっています。

佃委員

水土里ビジョンを作成して地域全体で水利施設を守ってほしいです。

河口委員

受益地は、小阪部川ダムの建設当時から変わっていないのですか。

松宮事業所長

資料4の p.3 で昭和 14 年の大干ばつを契機に小阪部川ダム建設の基本方針を決定としており、下流の地域の強い要望により小阪部川ダムが建設されました。一部で都市化や混住化され受益面積は減少していますが、ダム建設当時から受益地は概ね変わっていません。

山田農村振興部長

岡山の南部は古来より干拓し開田してきた土地であり、高梁川から旭川まで水路でつなぐなど農業用水の確保に努めてきたものの、上流優先であることから特に受益地は用水の確保が困難な地域でしたので、高梁川の水を補完するため、戦前からダムの計画が作られたという経緯があります。

駄田井委員

資料４の p. 33 で総費用と総便益額は現計画から再評価時点で上がっています。一番大きな要因が純益率とのことですが、p. 31 の例えば水稻の純益率が現計画の 71%から再評価の 89%と僅か３年間で 18%も上昇している理由はなんですか。

松宮事業所長

純益率に関して変動要因等を確認します。

駄田井委員

所得率であれば分かりますが、純益率はあまり聞いたことがないので、何を意味しているのか教えてほしいです。

駄田井委員

資料４の p. 31 で水稻の単価は 227 円/kg なので 13, 000 円/60kg の計算になりますが、令和 6 年産は 24, 000 円/60kg 程度になっています。本事業とは直接関係ないですが、今後新しく始める事業は、水稻の単価が突然下がった場合、あまりにも大きな効果が計上されすぎて費用対効果の計算結果が乱れる危険性があるのではないのでしょうか。

松宮事業所長

単価等は直近 5 年程度の平均をとっています。本地区のように水稻が多い地区は影響が大きいので、あまりにも突出した年の単価は異常値として外すなど、今後検討されることがあるかもしれません。

駄田井委員

食料安全保障の観点から、B/C の他に例えばお米の生産量が大切になるかもしれません。

松宮事業所長

資料４の p. 32 の国産農産物安定供給効果で食料の安定供給に関する効果を計上しています。

河口委員

オオサンショウウオが確認されているとのことですが、交配した種又は中国産であるのかについて調査されているのでしょうか。高梁川水系に昔からオオサンショウウオが生息し、他地区から入ってきていないのであればよいですが。

張谷事業所対策官

捕獲したオオサンショウウオが、在来種なのか交配した種なのかまでの確認はしていません。

河口委員

中国産だと問題があるので、過去に調査されているところに問い合わせをしてください。

張谷事業所対策官

モニタリング調査を行った業者に、在来種等の確認をしているのか等聞き取りを行います。

河口委員

鳥類の調査でミサゴを保全対象種にしていますが、データだけ見るとダムを中心とした周辺域にはクマタカの方が多いように見えます。クマタカではなくミサゴを保全対象種にした理由を教えてください。

張谷事業所対策官

クマタカについては、ダム堤体から 500m 程度離れた範囲で確認されており、ダムの工事における影響は小さいものと考え保全対象種にしません。また、ミサゴは、現地調査において貯水池での採餌行動が複数回確認されたことから保全対象種としています。

佃委員

ダムから放流する量は決まっているとのことですが、今後受益面積が大幅に減少した場合、放流量は変わるのですか。

張谷事業所対策官

ダムが完成した昭和 30 年以降、営農状況が変わってきており、その時の営農状況に応じて必要な水の量を算定し、現在の放流量が変わるのか変わらないのかを決定していくことになります。

諸泉委員長

資料 4 の p. 7 の受益面積は 526ha の減少、p. 27 の受益面積は 112ha の減少となっていますが、その違いはなんですか。

松宮事業所長

平成 26 年度の当初計画時点では受益面積が 6,730ha でしたが、令和 4 年度時点で 526ha 減少し 6,204ha になっています。受益面積の減少が計画変更要件に該当したため、計画変更手続きを行い、令和 6 年 12 月に変更計画が確定したため、現計画の受益面積は 6,204ha となっています。令和 7 年度時点で 3 か年が経過し、112ha 減少し現況の受益面積は 6,092ha となっています。

諸泉委員長

今回は老朽化の整備をされています。ダム本体の躯体はかなり古いですが耐震対策の必要はないですか。

張谷事業所対策官

平成 23～24 年に実施した耐震性能照査により安全性を確認しています。

諸泉委員長

B/C で事業を実施した場合の総便益額はありますが、例えば事業を実施せず経年的に劣化した場合の総損益額の積み上げがあると分かりやすいのではないですか。

張谷事業所対策官

費用対効果は事業が「ありせば」、「なかりせば」で算定しています。事業を実施しなかった場合は、水が供給されないため単収や品質は下がりますが、事業を実施した場合は、施設が維持され水が供給されるため単収や品質も維持されます。

三田村水利整備課長

今回のように施設を更新して機能を維持する場合の効果算定のルールとしては、土地改良の費用対効果算定マニュアルに基づき、「事業ありせば」対象施設からの用水共有が事業着手時点から評価期間の終期まで維持されるのに対し「事業なかりせば」施設の機能が失われた状態が事業着手時点から評価期間の終期まで継続するとの前提で算定しています。このため、算定手法として、施設の経年的な機能低下を反映するものにはなっていません。

諸泉委員長

実際は、施設が古くても機能は発現されるので、最後まで使い切るという考え方であれば、その間はそれなりに生産効果があるのではないのでしょうか。

三田村水利整備課長

実態を反映するという意味では、事業を実施せずとも直ちに施設の機能が失われないということは想定されますが、個々の地区でその事情も異なるため、土地改良事業の費用対効果算定においては、マニュアルに基づき、どの地域でも対応可能な一律のルールで算定しているということについてご理解いただきたい。

諸泉委員長

長い年月をかけて積み上げた結果、効果算定マニュアルが作られていると思いますので提案させていただきましたが、現行マニュアルのルールを否定するつもりはありません。

豊田委員

資料2のp.29で、日本の農業は65歳以上の方に支えられていると思っていますが、10年間で34%も減少しており大変驚いています。これは定年延長による新たな農業従事者の減少、又は定年後のIターン者の減少が要因となっているのですか。

松宮事業所長

高齢化が非常に進んでおり基幹的農業従事者の平均年齢は70歳近くになっています。平均70歳ということ半分は70歳以上になりますので、多くの方が農業をリタイアされたのではないかと考えています。

山田農村振興部長

定年が 65 歳になってから地元に戻ってこなくなったとは聞いていますが、この数字がそれに該当するとは聞いてませんので、これからの分析になるかと思います。

豊田委員

地域計画を作成する際に若者にフォーカスしてきましたが、今後はこの現状も考慮したうえで地域計画を作成する必要があると思いました。

山田農村振興部長

定年を待つのかというのも一つありまして、反対に早期退職も募集しているので、おそらく戻る気があれば 50 歳くらいで地元に戻ってくる方もいると思います。定年が 60 歳から 65 歳になったからといって、一概に戻ってこなくなったとは言えないのではないかという気がします。個々にはいろんな意見を聞きますが、全国の状況、若しくは岡山県の状況としてどうなのかということはまだ分かりません。

諸泉委員長

洪水吐はどの事業で改修したのですか。

張谷事業所対策官

洪水吐ゲートについては、平成 15～20 年度にかけて県営事業により改修しています。

河口委員

洪水吐から放流した際に右岸側の護岸が洗掘されたんですか。

張谷事業所対策官

ダム下流右岸の護岸については、去年の放流により洗掘されたわけではありません。放流管から放流した際に護岸の前に堆積する岩塊が流され、岩塊の堆積により隠れていた護岸の基礎部が表に現れたため、もともと経年的に吸出しを受けていた状態を発見することができましたので、護岸が崩壊する前に本事業で対策することとしています。

諸泉委員長

護岸の改修が 3 年もかかるのはなぜですか。

松宮事業所長

再度工期を延長することは困難です。このため、余裕を見て 3 年の工期延伸としています。今年度に工事を実施し、施設機能の確認を行った上で問題がなければ完了したいと考えています。

諸泉委員長

本事業で更新済みの施設は順調に動いていますか。

松宮事業所長

問題ありません。

佃委員

更新した施設の耐用年数はどの程度ですか。

張谷事業所対策官

基本的にはメンテナンスをしながら使用します。塗装や部品交換等によって施設の長寿命化を図りたいと考えています。また、施設毎に耐用年数は違いますので一概に言えません。

松宮事業所長

標準耐用年数では、ダムは 80 年となっています。小阪部川ダムは完成後 70 年程度経過していますが、改修により同程度の期間、機能が維持されと考えています。ただし、施設機能に不具合があれば国営事業等で整備し、農家の皆さんが困らないようにしっかり取り組んでいきたいと考えています。

諸泉委員長

最後に全体をとおしてごさいませんか。それでは、以上をもちまして本日の技術検討会の議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

事務局

諸泉委員長、円滑な議事運営をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、最後に国営等事業管理委員会委員長の山田農村振興部長より挨拶申し上げます。

山田農村振興部長

本日は、事業評価地区の評価書（案）の取りまとめにあたり、現地調査及び技術検討会により、貴重なご意見をたまわりましたことに心から御礼申し上げます。

本日頂戴いたしましたご指摘等につきましては、整理したうえで 7 月 14 日の技術検討会でお示ししたいと考えております。本日は、誠にありがとうございました。

事務局

これをもちまして令和 7 年度中国四国農政局国営等事業再評価技術検討会を終了させていただきます。なお、次回は、事後評価の技術検討会を 6 月 11 日から 12 日にかけて高知県の高瀬地区で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

（参考）令和 7 年度 中国四国農政局技術検討会（第 1 回）の概要

1 日 時

令和 7 年 6 月 6 日（金）14：25～16：00

2 場 所

小阪部川ダム管理事務所 3 階会議室

3 出席者

【中国四国農政局技術検討会】

諸 泉 利 嗣	国立大学法人岡山大学 名誉教授
河 口 洋 一	国立大学法人徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授
駄田井 久	国立大学法人岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授
佃 俊 子	東讃地区生活研究グループ連絡協議会 元会長
豊 田 知 世	島根県立大学地域政策学部地域政策学科 教授

【中国四国農政局国営等事業管理委員会等】

山 田 美 紀	農村振興部長
三田村 直 樹	農村振興部 水利整備課長
松 宮 直 樹	岡山南土地改良建設事業所 所長
張 谷 俊 二	岡山南土地改良建設事業所 洪水調節機能強化対策官

【事務局】

眞 鍋 直 子	農村振興部 設計課事業調整室長
西 原 照 夫	農村振興部 設計課洪水調節機能強化専門官

4 提出資料

- ・議事次第、出席者名簿
- ・農業農村整備事業（国営事業・補助事業）の事業評価の進め方（※）
- ・資料 1 地区別評価結果（案）
- ・資料 2 再評価基礎資料（案）
- ・資料 3 事業の効用に関する説明資料（案）
- ・資料 4 再評価説明資料（案）（※）
- ・参考 1 モニタリング調査結果資料（※）

（※）は、非公表資料。